

河内町下水道事業経営戦略

| | |
|---------|--------------------------|
| 団 体 名 | 河内町 |
| 事 業 名 | 下水道事業（特定環境保全公共下水道（流域関連）） |
| 策 定 日 | 平成29年3月 |
| 計 画 期 間 | 平成29年度 ～ 平成38年度 |

1. 事業概要

（1）事業の現況

①施設

| | | | |
|------------------------|----------------|------------------------|--------------|
| 供用開始年度 （供用開始後年数） | 平成4年度 （24年） | 法適（全部・一部） 非 適 の 区 分 | 非適用 |
| 処理区域内人口密度 | 19.63 人/ha | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 有 （霞ヶ浦常南） |
| 処 理 区 数 | 7 | | |
| 処 理 場 数 | 0 | | |
| 広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 | — | | |

②使用料

| | | | | | |
|---|---|---|--|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | ■使用料概要（消費税別月額） | | | | |
| | 基本料金 | 10 m ³ まで | 1,300 円 | | |
| | 超過料金 （1 m ³ あたり） | 10 m ³ 超～20 m ³ まで | 130 円 | | |
| | | 20 m ³ 超～30 m ³ まで | 140 円 | | |
| | | 30 m ³ 超～50 m ³ まで | 150 円 | | |
| | | 50 m ³ 超～100 m ³ まで | 160 円 | | |
| | 100 m ³ 超～ | 170 円 | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | ■水道水以外の水を営業用として使用する場合には、人員、業態、揚水設備その他水の使用状況等の実態を考慮し排水量を認定するため、計測装置を設置させることができる。 | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | ■水道水以外の水の使用 1世帯員1か月6 m ³ で算定 ■水道水とそれ以外の水の併用 水道使用量＋1世帯員1か月3 m ³ で算定 | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 （20 m ³ あたり） ※過去3年度分 | 平成27年度 | 2,808 円 | 実質的な使用料 （20 m³あたり） ※過去3年度分 | 平成27年度 | 3,170 円 |
| | 平成26年度 | 2,808 円 | | 平成26年度 | 3,352 円 |
| | 平成25年度 | 2,730 円 | | 平成25年度 | 3,049 円 |

③組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 都市整備課長：1 都市整備課長補佐：1 下水道係：3 |
| 事業運営組織 | 平成29年4月に上水道部局と統合予定で、地方公営企業法適用に向けて取り組んでいく |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ■マンホールポンプ及び流量計設備保守点検業務 ■管渠点検清掃業務 ■下水道台帳、受益者分担金及び下水道使用料電算業務 |
| | イ 指定管理者制度 | — |
| | ウ PPP・PFI | — |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) | — |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) | — |

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

| |
|--------|
| 添付のとおり |
|--------|

2. 経営の基本方針

| |
|--|
| <p>投資の面において本町は住宅密集地が点在している状況から区域間接続のための管路整備に相当な費用がかかってきた。同様の未整備区域については、平成28年4月の都道府県構想第3回改定において下水道整備から個人設置型浄化槽整備へと大幅に見直しを行った。今後は当該構想におけるアクションプランのとおり区域間接続管路が整備済みの区域のみ新設投資を行っていく。また、管渠以外の設備について老朽化が進んでいるため更新を行っていく。</p> <p>一方で、財源の面では人口減少が使用料収入の減収に直結しないよう、下水道整備済み区域における水洗化率を向上させ、過度な繰入金への依存とならないよう収入の確保を図っていく。</p> <p>将来負担については、経営比較分析表における企業債残高対事業規模比率が類似団体平均を下回っており、新設投資における新規借入も限られているため、企業債残高は着実に減少傾向で推移していく。このことにより管渠の長寿命化や更新投資を適切な時期に実施できるよう備えることができる。</p> <p>本戦略における収支計画においては、実質収支は一貫して黒字推移であり収支均衡とすることができ、使用料収入が潤沢というわけではないものの使用料改訂については当面行わないことを基本方針とし逐次検討することとする。</p> |
|--|

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

- 事業認可済みの区域 10ha について整備を完了させる。
- 上記 10ha 分の管路延長約 1 km、建設費用約 2 億円の投資で管渠建設については概ね完了とする。なお、平成 29 年度から 7 年間で投資を平準化することとした。
- マンホールポンプ全 19 か所のうち 11 箇所を更新を約 17,000 千円で実施する。
- 汚水流量計全 6 か所のうち 3 か所を更新を約 9,000 千円で実施する。なお、これら管渠以外の設備について、設置後概ね 20 年を目安に設置年度の古いものから順次更新を行っていくことで投資を平準化することとした。

②収支計画のうち財源についての説明

- 過去 10 年の人口推移を見ると年平均約 2 %の減少にも関わらず、世帯の減少率は人口の約半分で、処理水量及び有収水量については増加傾向であった。これは接続件数の増加によるものと考えられる。しかしながら、今後も人口は減少していくことが見込まれる。そこで本計画においては、今後 10 年間の人口減少を年-1.4%と想定し、新規接続を年間 30 人とした場合に、初年度の使用料収入見込額が 33,351 千円、最終年度が 33,649 千円となりほぼ横ばいを示すこととなった。本町の水洗化率については、類似団体平均値と比較しても低いため、戸別訪問等の積極的な実施によりなお一層の接続促進が必要である。
- 管渠建設について下水道事業債（通常分）で充当する。利率 0.5%の元利均等償還、据置なしの 30 年償還とした。この新規借入を行っても企業債残高は初年度で約 19 億円、最終年度で約 7 億円と減少していく。
- 他会計繰入金については、現行の基準により繰入基準額を算出し、原則基準内繰入とする。基準外繰入については過度な繰入を行わないよう財政当局と調整していく。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費について、過去 10 年の職員 1 人当たり平均額をもとにベースアップを計画期間の前期 5 年間は年 2 %、後期 5 年間は年 1.5%で見込んだ。なお、職員数については現在管理職を除き 3 名で運営しており、これ以上の削減は困難なため現状での推移とした。
- マンホールポンプ動力費について、処理水量が横ばいから微増であり、現在老朽化しているポンプも更新によって高効率となり消費電力が抑制できることから現状での推移とした。
- 管渠修繕費について、現段階においてはマンホール蓋の不具合等突発的で軽微な修繕について年間 600 千円での推移とした。
- 管渠及び設備の保守管理業務や電算業務の民間委託費について、これまでも競争によって費用の抑制に努めてきたところであり、これ以上の抑制については厳しいため現状での推移とした。
- 企業債元利償還金について、既発債については償還台帳により算出した。新発債につ

いては、建設改良費にかかる起債を確定し、利率0.5%の元利均等償還、据置なしの30年償還で所要額を積み上げた。流域下水道建設負担金にかかる起債については、負担額を直近負担額での推移としその90%について利率0.5%の元利均等償還、据置なしの10年償還の起債で所要額を積み上げた。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | — |
| 投資の平準化に関する事項 | — |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP・PFIなど) | — |
| その他の取組 | — |

②今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | — |
| 資産活用による収入増加の取組について | — |
| その他の取組 | — |

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | — |
| 職員給与費に関する事項 | — |
| 動力費に関する事項 | — |
| 薬品費に関する事項 | — |
| 修繕費に関する事項 | — |
| 委託費に関する事項 | — |
| その他の取組 | — |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 毎年度決算後にモニタリングを行い、計画と実績の乖離を把握し5年で見直しを行う。 |
|---------------------|---|